

2017（平成29）年度

福島大学「学類科目等履修生」出願要項

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者（見込みの者も含む）
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（見込みの者も含む）
（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（見込みの者も含む）
又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（見込みの者も含む）
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすもの）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者（見込み者も含む）
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2. 出願手続

(1) 出願書類

次の書類を取り揃えて、福島大学教務課 教務企画担当 に出願すること。

郵送の場合は、「科目等履修出願書類在中」と明記し、必ず書留郵便にて下記(2)の出願期間内に必着のこと。

①科目等履修生入学願書（履歴書含）

所定の用紙を用いること。

②最終学校の卒業（見込み）証明書

※前年度から引き続き科目等履修生となる者、後期開講科目の受講希望者で前期から引き続き受講する者、本学大学院に在籍する者（入学予定者を含む。以下同じ）については免除する。

③検定料 9,800円

- ・本学所定の用紙「福島大学（科目等履修生）検定料納入書」に必要事項を記入のうえ、金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く。）の窓口で振り込むこと。なお、ATM・インターネットバンキング等からの振込は、出願者を特定できなくなる恐れがあるため、使用しないこと。
- ・振込後、「福島大学（科目等履修生）検定料納入書【大学提出用】」を出願書類とともに提出すること。
- ・出願者氏名欄には、必ず出願者本人の氏名を記入すること。
- ・前期に科目等履修生に出願した者が、追加で後期科目の受講を希望する場合は、後期出願分の検定料は徴収しない。
- ・本学大学院に在籍する者については検定料を免除する。

【検定料受付期間】

前期：平成29年2月15日（水）～2月23日（木）

後期：平成29年8月21日（月）～8月31日（木）

④本学大学院に入学予定の者は本学大学院の合格者通知の写し。

⑤許可書返信用封筒

角形2号の封筒に宛名明記，450円切手貼付。

※提出書類は全て日本語で記載すること。外国語で書かれた書類等は，その日本語訳を添付すること。

(2) 出願期間

前期：平成29年2月15日（水）～2月23日（木）

後期：平成29年8月21日（月）～8月31日（木）

※窓口時間：月～金曜日（土日祝除く） 9：00～12：30、13：30～17：00

※夏季休業期間中の集中講義は前期出願期間のみ受け付けます。

(3) 願書提出先

〒 960-1296 福島県福島市金谷川1番地 福島大学教務課 教務企画担当

TEL 024-548-8053

3. 履修単位数

(1) 履修できる単位は，半期10単位，年間20単位までとする。

(2) 履修希望科目が複数学類にまたがる場合，出願者の所属する学類は申請科目の単位数がもっとも多い学類になる。

(3) 別紙に記載されている科目については履修を制限する。

4. 入学料及び授業料

(1) 入学料 28,200円

※前年度から引き続き科目等履修生となる者については免除する。

※本学大学院に在籍する者については，入学料を免除する。

※納入時期は，前期入学者は3月下旬，後期入学者は9月下旬。具体的な期間は，大学から送付する納入書で通知する。

※指定された期間内に入学料納入を含む入学手続をとらなかった者については，入学を取消す。

(2) 授業料 1単位につき14,400円

※納入時期は、前期入学者は3月下旬、後期入学者は9月下旬。具体的な期間は、大学から送付する納入書で通知する。

(3) 原則として、出願書類、検定料、入学料、授業料について、提出・納入後の返還はしない。

5. 選考結果

選考に合格した者には、選考合格通知書及び入学手続きに関する書類を送付する。

6. 単位の認定

履修した科目については、試験等の上、合格した者には単位を授与する。

7. その他

(1) 授業科目の開講状況及び不明な点については、福島大学教務課教務企画担当に問い合わせること。

(2) 自国政府、日本国政府、又は地方公共団体等の推薦を得、それらの政府及び団体より学費等の支弁を得て本学の科目等履修生となることを希望する者については、この出願要項によらず履修を許可する場合がある。

(3) 在留資格「留学」を有している者については、「在留カードの写し」及び「旅券の写し」を入学時に提出することになるので、留意すること。

(4) 本学大学院に在籍する大学院生については、当該院生が資格取得等を目的とし、かつ科目の履修について研究指導教員(入学予定の者にあつては、所属予定の専攻代表教員でも可)の承認を得た場合に限り出願を認めるものとする。

(5) 科目等履修生には、以下を認める。

- ・附属図書館の利用
- ・総合情報処理センターの利用

(6) 科目等履修生には、以下を認めない。

- ・学割の発行
- ・学生寮への入寮
- ・学生対象の就職支援情報の利用
- ・特別な認定証の発行